

Title	楚の王位継承法と靈王・平王期
Sub Title	On the succession to the throne of Chhu (楚) : changes in the reigns of King Ling (靈) and Ping (平)
Author	安倍, 道子(Abe, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 楚の王位継承法と靈王・平王期

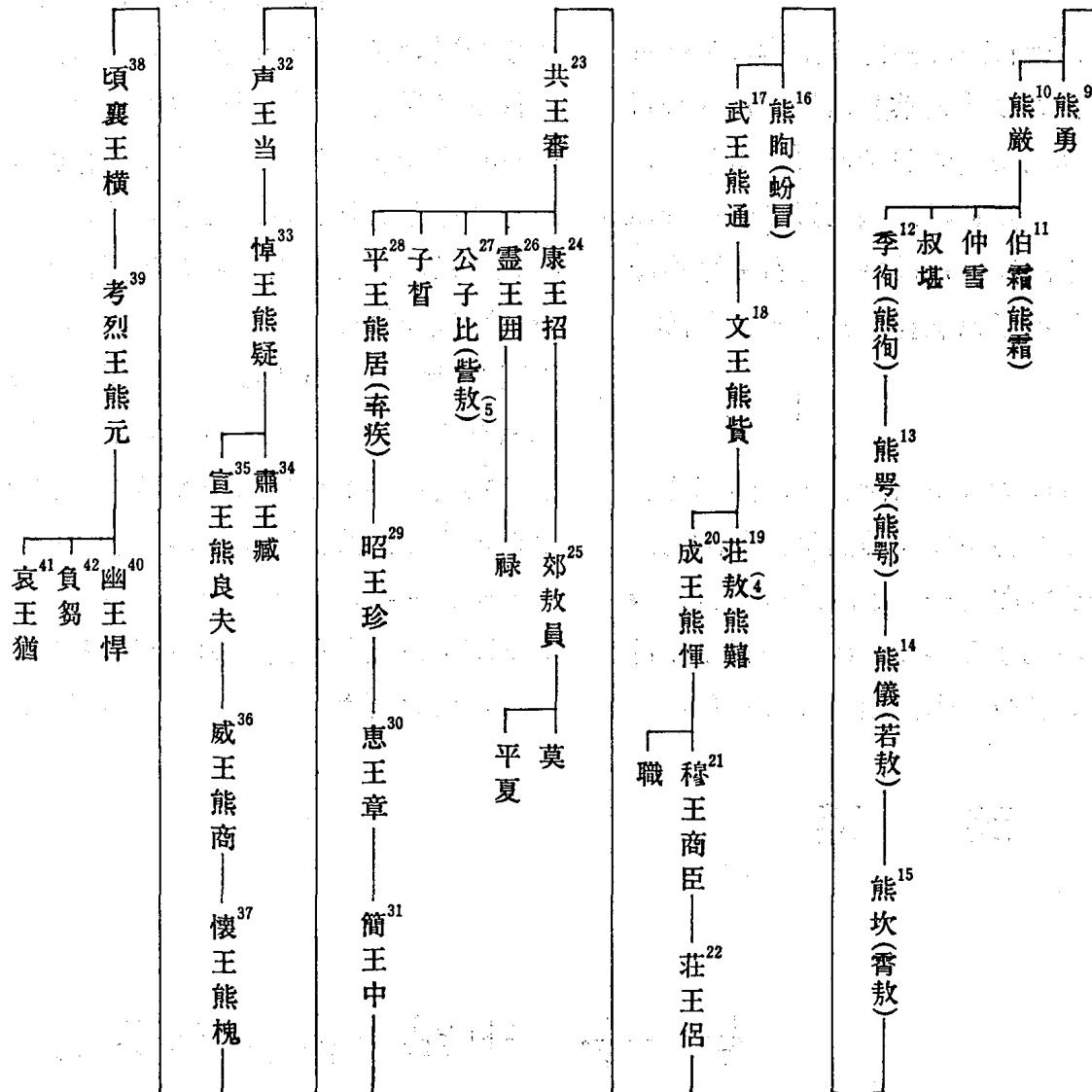
## 安 倍 道 子

帝顥頃から王負芻の五年（前二三三）の滅亡までの楚の長大な歴史を記した『史記』楚世家の論贊で論評されている靈王<sup>(1)</sup>（前五四〇～前五二九在位）と奔疾（平王）（前五二八～前五一六在位）は、幾多の楚王の中でこの二人だけが特に名指しされていることから見て、特に司馬遷の注意を引いた王であったことがうかがわれるが、

この二人の治世は正しく楚の歴史の一つの大きな転回点であった。すなわち、楚における県制、それと関連しての軍制、さらに主として王の近親者を対象としての封邑賜与等の面でこの二王の治世が楚史における転回点もしくは出発点としての意味を持つのではないかとは既に以前論じたことがある。<sup>(3)</sup>しかしこの二人の治世はさらにまた他の面、すなわち楚における王位継承のあり方という面からも注目すべき時代であったように思われる。

この二王の治世は正しく楚の歴史の一つの大きな転回点であった。すなわち、楚における県制、それと関連しての軍制、さらに主として王の近親者を対象としての封邑賜与等の面でこの二王の治世が楚史における転回点もしくは出発点としての意味を持つのではないかとは既に以前論じたことがある。<sup>(3)</sup>しかしこの二人の治世はさらにまた他の面、すなわち楚における王位継承のあり方という面からも注目すべき時代であったように思われる。

(名前)の右上の数字は王位(君位)についた順を示す。本表には王位(君位)についた人物の他、後に論ずる際に問題となる人物をも加えてある。



論を進めるに先立ち、ここに示した世系表を扱う上で本稿の立場を述べておきたい。楚世家は前述したように顕頃から楚滅亡時の王負芻の時代までを記しているが、そこに記された世系にどの程度の信憑性を認めることができるであろうか。これに関して、谷口満氏は熊繹の二代前の熊麗から熊鄂までの諸王について諸書に見える所伝は楚本来の伝承というより後に意図的に整理された形跡があるとして、熊麗以下熊鄂までを「説話的祖先」、若敖以下を「史実的祖先」と分ける立場を示された。さらに氏はこの世系をめぐる事件の背景に「敖」集団と「熊」集団という二つの集団の存在とその相克を想定されている。すなわちその見方によれば、楚世家に王である兄もしくはその子を殺して位についたと記されている武王や成王はその兄とされる蚵冒・莊敖とは血縁上から実の兄弟であると見なすことができなくなるであろう。この谷口氏の見解を参考としつつ、本稿では以下に述べるような立場に立つてこの世系表を取り扱っていきたいと思う。すなわち『左伝』が記している時代より前の楚の歴史は最近研究が進みつつあるがまだ曖昧であり、この時代の楚世家の世系をそのまま史実と見ることには危惧を覚える。従つて西周期に相当する世系を論の

根拠とすることは差し控えて、谷口氏が説いておられるようすの部分は後世の意図に基づくものである可能性を認めておきたい。しかし春秋以後については、「敖」と「熊」二つの集団の存在と相克を想定された谷口氏の説は極めて示唆に富む鋭い視点を示しておられるが、『左伝』『國語』といった文献にはそれを積極的に裏付けるに足る記述が見当らないことから、本稿ではこの世系を基とし、兄弟とされているものは嫡庶の別はあっても一應兄弟と見なして論じていくこととした。

楚の王位継承に関してよく言及されるのは『左伝』文公元年に見える楚の令尹子上の「楚国ノ挙ハ恒ニ少者ニ在リ。」の言、さらに同じく『左伝』昭公二三年の晋の大夫叔向の「辯姓乱有レバ必ズ季実ニ立チシハ楚ノ常ナリ。」の言であり、ここから楚の王位継承の方法は幼子相続であったと見られ勝ちである。実際童書業氏は楚は初め「少子承継制」を取り、春秋中期以後「嫡長承継制」に変わつた、と説いておられる。<sup>(8)</sup>これに対し、近年楚の王位継承の原則は嫡長子継承であったとの説が出されるようになつた。何浩・張君両氏はその共同執筆の論文「試論楚国的君位継承制」で次のように論じておられる。<sup>(9)</sup>すなわち、『史記』楚世家によれば、熊繹から一代

前の熊麗から負芻までの四十三君の多くの場合に嫡長子継承がなされているとした上で、先に引いた『左伝』文公元年の令尹子上の言は、これが成王が商臣（後の穆王）を太子に立てようとした時の言葉であることを考慮すべきで、すなわち兄を弑して王位についた成王の立場を弁護し、併せて商臣を太子とすることに反対の自らの意見をも正当化するために子上が楚国実情を無視して言った言葉であり、さらに昭公一三年の叔向の言は「莘姓乱有レバ」という前提の通り、正常ではない情況下のこと述べたものであるとし、この二人の言は共に史料が伝える嫡長子継承の実態と矛盾するものではないと。

楚の王位継承のあり方に関してはこのように諸学の間でまだ定説がないのが実情である。以下、先に述べた立場に立って『史記』楚世家による世系表に基づきながら、楚の王位継承のあり方を考えていきたい。

先の世系表を概観した時、弟によつて王位が継承された場合がかなり多いことに気が付かされる。すなわち、熊繹から数えて第五代の熊楊、八代執疵（熊延）、十代熊嚴、十二代季徇（熊徇）、十七代武王、二十代成王、二十六代靈王<sup>(10)</sup>、二十七代公子比、二十八代平王、三十五代宣王、四十一代哀王、四十二代負芻<sup>(11)</sup>の十二人の王がそれに

当たる。数的にかなりの数が伝えられるこうした弟による継承について、嫡長子継承を説かれた何浩・張君両氏は先の論文で、これらの理由としては兄である先王に子がなかつたり、あるいは第四十二代負芻（前二二七〇前二二三在位）の場合のように滅亡目前の情勢の中で伝統的法制観念が弛緩した場合があり、また兄弟中で季弟が即位しているとしてもそれは兄弟間の争いに勝った結果であつて決して季弟相続という法定制度があつたわけではない、さらにその兄を弑して位に即いた二十代成王（前六七一～前六二六在位）や二十八代平王（前五二一八〇前五一六在位）が即位後徳を布いたことから嫡長子である兄を殺害したことへの不安が読み取れるとし、弟による継承が行なわれたことはあつてもこれらの理由で楚の君位継承の原則は嫡長子継承であつた、と説かれるのである。<sup>(12)</sup>しかし果たしてこうした弟による相続を、嫡長子継承の原則が確立している社会での何らかの理由による異例のことと断定してよいのであろうか。

今、比較的詳しく述べた即位の状況が分かる春秋期以降に時代を限つても、弟が位に即いた例は八例見出される。さらにこれを春秋期と戦国期とで比べると、前者が五例、後者が三例と数的に春秋期の方が多いばかりでなく、戦

国期の三例は三十五代宣王（前三六九～前三四〇在位）の場合が

十一年、肅王卒ス。子無シ。其ノ弟熊良夫ヲ立ツ。是レ宣王為リ。（『史記』楚世家）

とあるように、兄に当たる先王に子が無いなど、子供へではなく弟へ王位が継承される必然性が史料の上からある程度明らかであるのに対し<sup>(13)</sup>、春秋期の場合は兄である前王を殺害して自ら王位に即いた例三（成王・公子比・平王<sup>(14)</sup>）、兄である前王の子を殺して王位に即いた例二（武王・靈王<sup>(15)</sup>）、と戦国期の様相とは明らかに異なっている。

すなわち春秋期における弟による継承は、戦国期のそれに比べてよりアクティヴな感が強い。以下、さらに詳しく春秋時代の王位継承に注目してみよう。

二十三代共王（前五九〇～前五六〇在位）が後継者を決定しようとした際の状況は極めて注目に値する。『左伝』からその部分を引用してみよう。

初メ共王冢適無シ。寵子五人有リテ適トシテ立ツ無シ。乃チ大ニ群望ニ事フル有リテ祈リテ曰ク、請フ神五人ノ者ヲ択ビテ社稷ヲ主ラ使メヨト。乃チ徧ク璧ヲ以テ群望ニ見ユ。曰ク、璧ニ當リテ拝スル者ハ神ノ立ツル所ナリ。誰カ敢テ之ニ違ハント。既ニシテ乃チ巴

姫ト与ニ密ニ璧ヲ大室ノ庭ニ埋メ、五人ヲシテ斎シテ長ヨリ入りテ拝セ使ム。康王ハ之ニ跨リ、靈王ハ肘加ハリ、子干子晳ハ皆之ニ遠カリ。平王ハ弱シ。抱カレテ入り、再拝シテ皆紐ヲ厭ス。鬪韋龜成然ヲ属ス。且ツ曰ク、礼ヲ弃テ命ニ違フ。楚其レ危イカナト。（昭公一三年）

この文の最初の「初メ共王冢適無シ。」の「冢適」に杜預は「冢ハ大ナリ。」と注し、嫡出の太子の意に解しているが、それに従えばこの文は嫡出の太子のない共王が、愛妾の子五人のうちの誰を後継者とすべきか決めかねて神の選択を願つたものである。

璧に最も近く拝した者を神によつて選ばれた者と見なされとした結果、幼少のために抱かれて拝した後の平王が二度拝して二度とも璧の紐をおさえて最も近く、ついで璧を跨いだ康王（前五五九～前五四五在位）、拝する時に璧の上に片肘が乗つた靈王、の順となつた。しかし実際に共王を繼いだのは康王であった。『左伝』の「礼ヲ弃テ命ニ違フ、楚其レ危イカナ。」という鬪韋龜の言はこうした結果への言及であろうが、この言葉の意味するところについて、杜注は「長ヲ立ツルノ礼ヲ弃テ、璧ニ当ルノ命ニ違フ。終ニ靈王ノ乱ヲ致スナリ。」と、五人の寵子

中の最年長者である康王がおりながら神意によつて後継者を選ぼうとしたことで長を立てるの礼を棄て、また神意は前述のように平王に下つたのにもかかわらず、實際には年長である康王を立てたことで神命にも叛いたとして楚の前途を危ぶんだものと解し、一方会箋は、結果として共王の諸子中最年長の康王が即位したのであるから杜預のように長を立てるの礼を捨てたと解するのではなく、群望に事えた礼を捨て、さらに康王の次に、神命の下つた平王ではなく康王の子の鄭敖（前五四四～前五一在位）を立てたことでも神命にも違つたと解すべきである、としている。

この鬪韋龜の言葉が、康王の即位時あるいは鄭敖の即位時いづれの時に言わたるものか不明であるため、その意味するところも杜預・会箋の二説のいづれであるのか確定できないが、しかし共王が子の中の誰を後継者とすべきかを神意を問うという方法で決しようとしたこと

と、その結果神占いによる順では二位であつた最年長の康王が現実には即位したという事から、子の中での年齢による継承権の優先順位がこの時の楚に存在したことと同時に、その年齢による継承権の優先順位は必ずしも動かすべからざる原則ではなかつたことがうかがわれるよ

うに思われる。すなわち、結果的に最年長である康王が即位したことからして、年齢順による原則の方がこの場合は優先させられたものの、そうした最年長者による継承は厳格に遵守されるべき唯一の継承規定ではなく、神意という權威<sup>(16)</sup>によつてその年齢による優先順位も逆転し得るという、継承をめぐる原則の一種の緩やかさをこの記事から読み取ることができるように思われるのである。

また、『史記』十二諸侯年表の康王元年には「共王ノ太子呂ニ出奔ス。」という記述が見える。同じ『史記』の楚世家や『左伝』にはこの事件は記されておらず、これが何に基づいているのか不明であることからこの記述の信憑性には疑いを感じざるを得ないが、もしこの記載の通り共王に太子がいたとすれば、康王の継承は太子を差し置いての庶長子の継承になる。

さらに時代は前後するが、二十一代穆王（前六二一五～前六一四在位）の即位に關しても、必ずしも年長の子の継承が動かすべからざるものではなかつたことをうかがわせる記述が見られる。

初メ楚子將ニ商臣ヲ以テ太子ト為サントス。諸ヲ令尹子上ニ訪フ。子上曰ク……立ツベカラズト。聽カ

ズ。既ニシテ又王子職ヲ立テテ太子商臣ヲ黜ケント欲ス。……冬十月、(商臣)宮甲ヲ以テ成王ヲ囚ム。(『左伝』文公元年)

これは令尹子上の反対を聽かず商臣(後の穆王)を太子に立てた成王が、後に王子職を商臣に代えて太子としようとしたために商臣によるクーデターを招いたことを記したものであるが、ここで商臣に代えようとした王子職とは同年の条の杜注によれば商臣の庶弟である。商臣が成王の嫡長子であつたか否かは『左伝』や『史記』などの史料からは断定できないが、商臣が成王の嫡長子であつたとしても、成王が庶弟の職を代わりに太子にしようとしたことは嫡長子繼承がこの時においては唯一絶対の規定ではなかつたことを物語るものではなかろうか。

これまで見てきた穆王・康王二王の即位をめぐる経緯から、楚が早くから嫡長子繼承を王位繼承の原則としていたとは、少なくとも春秋期に関しては言い切れないようと思われる。さらに二つの記事に注目したい。

莊敖五年、其ノ弟熊惲ヲ殺サント欲ス。惲隨ニ奔リ、隨ト与ニ莊敖ヲ襲弑シテ代ハリテ立ツ。是レ成王為リ。(『史記』楚世家)

十一月己酉、公子匄至リ、入リテ王ノ疾ヲ問ヒ、縊

リテ之ヲ弑シ、遂ニ其ノ二子幕及ビ平夏ヲ殺ス。右尹子干出デテ晉ニ奔リ、宮廡尹子晳出デテ鄭ニ奔ル。(『左伝』昭公元年)

このうち、先の『史記』は熊繹より数えて十九代の莊敖(前六七六年六七二在位)が弟の熊惲(後の成王)を殺そうとしたが逆に隨(湖北省隨県)<sup>(17)</sup>の援助を受けた熊惲に殺され、惲が成王として即位したもの、次の『左伝』は公子匄(後の靈王)が兄康王の子で現王の鄭敖及びその二人の子を弑した時に、匄の弟の子干(公子比)と子晳がそれぞれ晉と鄭に出奔したというものである。

このうち、『左伝』の記事に関して、何・張両氏が靈王の即位後、王の末弟の奔疾ではなくその上の弟である子干と子晳が出奔していることから、楚の王にとつての最大の脅威は王の弟達の中でも年長の者だったのではないか、と論じておられるのは極めて興味深い。この『左伝』の伝える靈王即位時の靈王の弟たる子干と子晳の出奔は、鄭敖とその二子の殺害を知った二人が楚に留まるることを脅威と感じた故の出奔であろうことはほぼ確かであり、脅威を感じるのは彼ら一人が鄭敖の息子達と共に靈王にとつては王位の獲得とその維持に邪魔な存在であることを認識していたがため、と考えられる。とするな

らば前の『史記』では莊敖が弟の熊惲を殺そうとした理由は何も記されていないが、同様の理由によるという可能性が考えられはしないであろうか。實際、莊敖と熊惲の祖父の武王（前七四〇～前六九〇在位）が「蚡冒ノ弟熊通蚡冒ノ子ヲ弑シテ代ハリテ立シ。是レ楚ノ武王為リ。」（史記『楚世家』）とあるように、兄蚡冒の子を殺して王位についたことを考えれば、王位にある者としては、自らの弟は自分自身もしくは自分の子に代わって王位に即く可能性を持った危険な存在であったと言えるのではないか。<sup>(19)</sup> すなわち、弟による相続は少なくも靈王期前後までは決して異例・異常なことではなく、現実に起こり得るある程度の普遍性を持つていたことがここからうかがい得るようと思われる。

これに関して、成王・平王が即位後対外的にも対内的にも関係改善・善政に努めたのは嫡長子たる兄を殺害して即位したことへの不安の現われとして、これを楚が嫡長子繼承を原則としていたことの一つの根拠とされる説もあるが、しかしその指摘には若干の考慮すべき余地があるようと思われる。確かにこの両王の即位後しばらくは対外的にも消極的な時期が続くが、現実に成王の場合申県の県公たる鬪班による時の令尹子元の殺害などの

政治的混乱、さらに大世族鬪氏の一員である鬪穀於菟が令尹となり、自らの家産で楚の財政の立て直しを行なった（子元の殺害と共に『左伝』莊公三十年）と言われているような王室財政の窮迫、また平王の場合は反氏族制的色彩の濃厚であった靈王の政策によって惹き起こされた国内内外の不満など早急に対処の必要な国内の動搖があつたのである。従つてこの両王がその治世の初期に対外的には慎重で国内の安定に努めたことを、単に嫡長子たる兄を殺害して即位したことへの罪責感・不安感からくる民心收攬のための一種の人気取りの政策と見るよりは、そうした色彩の存在自体を全く否定するわけではないものの、こうした楚国内の現実的・緊急な事情の存在との関連からそうした施策が必要であつたと見るべきではあるまい。すなわち、成王・平王の初期の施政方針は、現実に存在した国内の緊急な課題との関連を無視して考えることはできず、嫡長子繼承が王位繼承の原則として楚で行なわれていたことの間接的な証拠とは必ずしも言い難いようと思われる。

これまで見てきたところから、春秋時代一少なくも靈王・平王の頃までは一楚はその王位繼承が唯一絶対の原則の下で例外なくその原則に則つて行なわれるような社

会ではなく、「父から子へ」と共に「兄から弟へ」をも必ずしも否定しない社会であつたように思われる。それは世系表からも明らかのように実際に弟が繼いだ例が戦国期と比較して数的に多いこと、さらに靈王による王位奪取時に見られたように、前王の子供ばかりでなく自らの弟も除いていることなどから考えられたことである。

『史記』楚世家によれば、西周期に相当する時代に弟による相続は四例見られる。<sup>(24)</sup>前述したようにこれを事実の反映としてこの通り信することはできないとしても、弟への相続がかつて實際に行なわれたことが、後に世系が整理される時に反映されたものと考えられるようと思われる。

ただ、「父から子へ」・「兄から弟へ」両方の相続が行なわれているとは言え、その両者の比重はどのようにあつたのか、注意しておく必要があろう。

時代は古く、既に春秋初期の武王に、兄たる前王の子を殺して自らが王位につくことが見られる(『史記』楚世家)。さらに春秋後期になり、先に引いた『左伝』昭公元年の條から、公子匄(後の靈王)が時の王の鄭敖を弑した時にその二子をも殺害していること、また同じく『左伝』昭公十三年から、靈王打倒のクーデターの際、蔡公

奔疾(後の平王)が靈王の太子禄と公子罷敵を殺害させたことが明らかである。こうした王位篡奪の際に前王の子供を殺害することは、彼らが篡奪者にとって王位への最大の障害であったことを端的に物語るものであろう。さらに『左伝』昭公四年の条に見える、靈王が諸侯を率いて吳を攻め、その一邑朱方(江蘇省丹徒県)に封じられていた斉からの亡命者慶封を捕えた事件もこの問題の手掛かりとなりそうである。捕えられた慶封は次のように靈王を告発したと『左伝』は伝える。

楚ノ共王ノ庶子匄ガ其ノ君、兄ノ子麇ヲ弑シテ之ニ代ハリテ以テ諸侯ニ盟ヒシガ如キ或ル無カレ。<sup>(25)</sup>

この結果、「王速カニ之ヲ殺サ使ム。」と靈王は急いで慶封を殺させたのである。この慶封の非難は主として、靈王の兄の康王からその子の鄭敖へと言わば正當に受け継がれた王位を、康王の弟である靈王が鄭敖弑殺という非常手段で篡奪したことと、靈王が共王の庶子でありながら王位を取つたことの二点に向けられているようと思われる。そしてこれを聞いた靈王が直ちに慶封を殺させたことは、この非難が靈王にとって具合の悪いものであったことを示すものであろう。

これまで見てきたことと、春秋時代に弟が王位を継い

だ五例のいづれもが弑逆を伴なつてゐることを併せ考へると、これだけの根拠からはもちろん断定はできないものの、次のように考えられはしないであろうか。すなわち、春秋期に入るころまでには弟への繼承に比べて子への繼承の優位が生じつつあり、しかも時間と共にその優位は増してきつたこと、従つて春秋期にはまだ子への繼承が動かすべからざる原則にはなつていなかつたものの、弟による相続は弑逆を伴なわないと起こりにくくなつてゐる、と。さらによく、先の慶封による靈王非難の史料に従えば、王位繼承に当たつての嫡庶の区別がかなり意識されるようになつてきていると言えるであろう。

これまで、楚は早い時期から嫡長子繼承を原則としていたという最近の特に中国での研究に対し、少なくとも春秋の靈王・平王期頃までは、弟への繼承も子へのそれと並んでまだ社会的に許容されていたのではないかと述べてきたが、本稿ではこれまで「父から子へ」「子への繼承」などと言い、「嫡長子」という言葉の使用を意識的に避けてきた。それは『史記』楚世家の世系の記述からは、前王の子であることは明らかでも、嫡庶の別・年齢順などまでは必ずしも確認することができないためであ

る。しかし王の条件としての嫡庶の別に限るなら、これまで分かつてゐる限りでも、康王・靈王・公子比・平王は共王の庶子であり（『左伝』昭公二三年）、また成王は商臣に代えて庶弟の職を太子としようとした（『左伝』文公元年）など、嫡庶の別はそれ程厳格に意識されてはいなかつたように思われる。従つて先の慶封の靈王を庶子とする非難は注目すべき一つの変化であろう。

## 二

平王の次の王位をめぐつて『左伝』昭公二六年に次のような記事が見られる。

九月、楚ノ平王卒ス。令尹子常子西ヲ立テント欲ス。曰ク、大子壬弱シ。其ノ母適ニ非ルナリ。王子建實ニ之ヲ聘セリ。子西長ジテ善ヲ好ム。長ヲ立ツルハ則チ順、善ヲ建ツレバ則チ治マル。王順ニ國治マル。務メザルベケンヤト。子西怒リテ曰ク、是レ國ヲ乱シテ君王ヲ惡スルナリ。國ニ外援有リ、瀆スベカラザルナリ。王ニ適嗣有リ、亂スベカラザルナリ。親ヲ敗ラバ讐ヲ速クス。嗣ヲ乱スハ不祥。我其ノ名ヲ受ケン。吾ニ賂スルニ天下ヲ以テスルモ、吾滋従ハザルナリ。楚國何ヲカ為サン。必ズ令尹ヲ殺セト。令尹懼レ、乃

チ昭王ヲ立ツ。

『史記』楚世家もほぼ同様の内容を記しているが、これによれば平王の太子壬がまだ幼なく、しかもその母は本来は平王の元の太子建の妃となるはずであった女性で平王の正室ではないことを理由に、時の令尹子常が人格の優れた子西を後継者にしようとしたが子西に拒否され、やむなく壬すなわち昭王（前五一五～前四八九在位）を立てた、というものである。子西とはこの文への杜注「平王ノ長庶ナリ。」から、昭王の庶兄である。<sup>(27)</sup>ここで子西が子常の申し入れを拒否した理由は「國ニ外援有り、瀆スベカラザルナリ。」と「王ニ適嗣有り、乱スベカラザルナリ。」であるが、このうち「外援」とは壬の母が秦の出であることからこの場合は秦の援助であるうが、会箋は「親ヲ敗ラバ讎ヲ速クス。」と併せて、秦の出の母から生まれた太子壬を立てなければ、秦の援助を得られず外敵の侵入を招くことになる、と解している。さらに第二の理由「王ニ適嗣有り、乱スベカラザルナリ。」に対応して「嗣ヲ乱スベ不祥。」と述べられていることに注目したい。すなわちここには、定まった世継ぎを変えることは国にとって不祥の事というはつきりした見方が出ているのである。子西の固い辞意の前についに子常も断念して

壬を即位させたのであるが、ここで自らの即位を時の令尹から要請されたにもかかわらず、子西が、それを壬が

秦とのつながりがあり、さらに太子であるとの理由から拒否したことは注目しておくべきであろう。

さらにこの昭王から次の惠王（前四八八～前四三一在位）への継承を見よう。

秋七月、楚子城父ニ在リ。將ニ陳ヲ救ハントス。戰ヲトス。吉ナラズ。退カソコトヲトス。吉ナラズ。王曰ク、則ラバ則チ死セ。……公子申ニ命ジテ王ト為サントス。可カズ。則チ公子結ニ命ズ。亦可カズ。則チ公子啓ニ命ズ。五辭シテ後許ス。將ニ戰ハントス。王疾有リ。庚寅、昭王大冥ヲ攻メ、城父ニ卒ス。子聞退ク。曰ク、君王其ノ子ヲ舍テテ讓レリ。羣臣敢テ君ヲ忘レンヤ。君ノ命ニ從フハ順ナリ。君ノ子ヲ立ツルモ亦順ナリ。二順失フベカラズ。子西子期ト与ニ謀リ、師ヲ潛メ塗ヲ閉ヂ、越女ノ子章ヲ逆ヘテ之ヲ立テ後還ル。（『左伝』哀公六年）

ここでは、死を覚悟した昭王が自らの兄弟に位を譲ろうとするが、公子申（子西）と公子結（子期）に拒絶され、公子啓（子闔）が五度辞退した後にやっと承諾した。<sup>(29)</sup>しかし昭王が死ぬと、公子啓（子闔）は子西・子期の二人

の兄弟と相談して越女の生んだ章を立てたのであるが、

ようと思われる。

子闇が「君ノ命ニ従フハ順ナリ。君ノ子ヲ立ツルモ亦順ナリ。」と述べているのに目を引かれる。何故なら、この言葉から君の子を立てるのは正に「順」であるのに対し、昭王の兄弟たる自分達が継ぐのはそれが王「命」であればこそ始めて「順」となる、という「子への繼承」に完全な優位・権威を認める思想がうかがわれるからである。実際、この『左伝』が伝えるような状況において、章（すなわち惠王）が即位し得たことは、こうした思想の存在を抜きにしては考えられないことである。

これまでに見てきた昭王・惠王の即位をめぐる状況を、前節で述べた靈王・平王期以前と比較すると「子への繼承」のウェイトが一層増大し、それに叛くのは不祥という感覚が出てくるまでになっているように思われる。さらに王の諸公子の中でも「太子」の地位についてはそれを安易に代えることへの抵抗が増していることも併せて注目しなければならない。すなわち楚は、靈王・平王期頃をほぼその転換の目安として「弟への繼承」も残存・許容されていた社会から「子への繼承」が原則となる社会へ大きく動き始めたと言えるのではなかろうか。それに伴ない、太子の地位の重さも増大していくた

（前四三一～前四〇八在位）、声王（前四〇七～前四〇二在位）、悼王（前四〇一～前三八一在位）、肅王（前三八〇～前三七〇在位）と子への繼承が続き、肅王から次に弟の宣王（前三六九～前三四〇在位）が即位したのは、既に一章でも述べたが「肅王卒ス。子無シ。其ノ弟熊良夫ヲ立ツ。是レ宣王為リ。」と『史記』楚世家が述べているように肅王に子がなかつたためである。さらに宣王の後も威王（前三三九～前三二九在位）、懷王（前三二八～前二九九在位）、頃襄王（前一九八～前一六三在位）、考烈王（前一六二～前一三八在位）、幽王（前一三七～前一二八在位）と子へ王位は受け継がれていく。特に懷王が秦に抑留され、太子の横はまた質として齊にいる時に、大臣達が懷王の子で国にいる者の中から選んで王位に即けようとした際に、昭雎が「王ト太子俱ニ諸侯ニ困ス。<sup>(30)</sup> 而ルニ今又王命ニ倍キテ其ノ庶子ヲ立ツルハ宣シカラズ」と言って齊にいる太子を帰國させるべく画策し、頃襄王として即位させた経緯からも、太子を安易に変更して庶子を即位させることへの強い抵抗がうかがわれる。すなわち戦国期になると「子への繼承」が定着し、太子

の地位の重み、さらに嫡庶の別の意識の双方が春秋期より一段と増大してきたように考えられる。

### 三

これまで、楚では靈王・平王期を境として、滅亡目前時を除き<sup>(32)</sup>、明らかに前王に子供がいるにもかかわらず王の兄弟が王位に即くという例が見られなくなることを指摘してきたが、令尹への公子の就任の様子を見ると、同じく靈王・平王期頃を境として大きな変化が起きていることに気付かされる。

楚の最高官職である令尹という官が設けられたのは、令尹の文献への初出が『左伝』莊公四年（武王五一年・前六九〇）の「令尹鬪祁」であることから武王の治世においてであったと考えられている。今、この武王の時代から、春秋時代の令尹を時代順に表にしてみよう。春秋期に限つたのは、戦国期の場合は史料の不足から令尹の名は諸文献に断片的に見えるのみで、時代を追つて考察することができないことによる。

王名	令尹名	出典（『左伝』）	
莊王	穆王	成王	武王
成嘉 <sup>(35)</sup>	鬪勃（子上）	子元（文王の弟） 鬪穀於菟（子文）	鬪祁
鬪般（子揚）	成大心（大孫伯）	莊公三〇年（死） 僖公二三年（就） 僖公二八年（死） 僖公二九年（就）	彭仲爽 不明
鬪椒（子越）	成嘉（子孔）	莊公三〇年（死） 僖公二三年（就） 僖公二八年（死） 僖公二九年（就）	哀公一七年
鬻艾猶（孫叔敖）		莊公三〇年（死） 僖公二三年（就） 僖公二八年（死） 僖公二九年（就）	莊公四年
宣公二年	宣公四年	文公一二年（死） 文公一二年（就）	

楚の官職中の最高位たる令尹は、右の表を概観して明らかにそのほとんどが大世族と公子で占められている。<sup>(38)</sup> 世族・公子それが令尹職を占める状況が時の王権とその両者の関係を考える際の指標となり得ることについては既に以前に論じたことがあるが、ここでは王位繼承問題との関連から、公子が令尹に就任している場合のその公子とその時の王との世代の関係に目を向けて

公子令尹として最初に名が見えるのは「楚ノ令尹子元文夫人ヲ蠱セント欲ス。」(『左伝』莊公二八年)の成王時代の子元である。この文への杜注によれば子元は文王の弟である。<sup>(40)</sup>子元の後しばらく鬪氏・成氏・蔚氏らの大世族令尹の時代が続くが、共王の時代になると子重(公子嬰斎)・子辛(公子壬夫)さらに子囊(公子貞)と公子

令尹が続く。<sup>(41)</sup>

共王元年（前五九〇）から二一年（前五七〇）まで令尹職にあつたと思われる子重は『左伝』宣公二一年の杜注から莊王の弟であつた。子重に續いて共王二一年から二三年（前五六八）までは子辛が令尹であつたが、この子辛の血筋については三つの説が存在する。すなわち『左伝』襄公二年の經文への会箋の取るこの子辛を莊王時代に司馬であつた子反（公子側）の弟とする説、清の陳厚耀『春秋世族譜』卷下の楚世次図の取る子重の弟とする説、さらに文崇一『楚文化研究』の取る穆王の子とする説である。第一の説を取れば子反（公子側）の血統が明らかでないために共王との世代の関係は不明となるが、しかしこの子反には『春秋世族譜』によれば穆王の子とする説があつたとされており、それに従うならばその弟としての子辛は世代から見ると共王の父莊王と同世代の人物になり、さらに第三の説と同じことになる。こうしたことから見て、子辛は子重と同世代、すなわち共王からすれば父の世代に当る人物である可能性が大きい。さらに子辛の後を受けた子囊（公子貞）は共王二三年から次の康王の元年（前五五九）までその職にあつたが、『左伝』成公二五年の会箋から彼は莊王の子であつ

たと見られる。

次いで康王時代に目を移そう。

康王時代は前代からの子囊の後、康王二年（前五五七）から八年（前五五二）までの子庚（公子午）、八年から翌九年（前五五一）までの子南（公子追舒）と二人の公子令尹が続く。この二人は『左伝』襄公一二二年と一五年の杜注から共に莊王の子である。ここから、康王時代の公子令尹は三人共莊王の子、すなわち康王の父共王と同世代の人間であつたことが明らかとなる。

次の公子令尹は鄭敖期の王子圉であるが、彼こそ『左伝』襄公二十九年の杜注から明らかのように鄭敖の父康王の弟であり、さらに鄭敖を弑して自ら王位に即いた靈王に他ならない。

その靈王を即位十三年めにクーデータで倒した後一時即位した公子比（訾敖）の時の令尹が公子黒肱（子囊）であったが、黒肱は『左伝』昭公二三年の、第一節に引用した共王が玉を埋めて自分の後継者を神意によつて決定しようとした話から明らかなように公子比（訾敖）とは兄弟にあたる。

世族令尹が続いた平王時代<sup>(45)</sup>を経て昭王時代に入ると、平王期から引き続いて令尹職にあつた囊瓦（子常）の

後、昭王一一年（前五〇五）から惠王一〇年（前四七九）までその職にあつたのは子西（公子申）であつた。<sup>(46)</sup>子西の血統については「平王ノ長庶ナリ。」とする『左伝』昭公二六年の杜注と、「平王ノ庶弟ナリ。」とする『史記』

楚世家との二説があるが、『春秋世族譜』の陳厚耀、『楚文化研究』の文崇一は共に平王の子とする立場を取つている。<sup>(47)</sup>私も先に二節で引用した『左伝』哀公六年の自ら死を覚悟した昭王が公子申（子西）・公子結・公子啓に次々に王位の繼承を要請する話からこの三人は同じ立場にあつたものと考えるべきであり、すなわち『左伝』哀公六年の杜注に従つて三人とも昭王の兄と見るのが妥当と思う。

この子西の死後、沈諸梁（子高）を継いで惠王一一年（前四七八）から令尹に就任した公孫寧（子國）は『左伝』哀公一六年の杜注によると子西の子である。

すなわちこれまで見てきたところから、令尹に就任した公子と時の王の世代関係を考えてみると、鄭敖期の王子圉までは共王時代末期の子囊を除き、すべて時の王の一世代上、伯父・叔父に当る人物が令尹になつてゐる。対し、公子比（晉敖）より後は王の兄弟、もしくは從

きな違いに気がつくのである。<sup>(50)</sup>事実、實際には令尹にはならなかつたものの令尹にならうとした人物、あるいはなる可能性を持つた人物を見てもこの両時期の差異は一層明らかになるようと思われる。

すなわち、莊王元年（前六一三）に子儀と共に乱を起した公子燮は、その乱に至る動機が「公子燮令尹ヲ求メテ得ズ。故ニ「子乱ヲ作ス。」（『左伝』文公一四年）と令尹になれなかつたことにあつたとされるが、この公子燮を谷口満氏は穆王の弟であつたろう、と解しておられる。<sup>(51)</sup>燮は莊王元年に乱を起こしたことから見て莊王の即位時に令尹に任せられることを望んでいたものと解することができるが、この燮を谷口氏に従つて穆王の弟であつたと見れば、やはり莊王（前六一三～前五九一在位）から見て叔父に当ることになる。さらに惠王一〇年（前四七九）に乱を起こした白公勝は惠王の父である昭王の兄（大子建）の子、すなわち惠王の従兄になるが、この白公が乱を起こそうとしていると告げられた時の令尹子西は次のように述べた。

楚國ノ第、我死ナバ 令尹司馬ハ勝ニ非ズシテ誰ゾ。

これは、時の楚の順当な順でいけば、子西の後は惠王の兄弟—すなわち同世代の人物—が就任しているという大

従兄である勝が令尹職に就くことが予想されていることを示すものであろう。さらにまた次のような記事が見られる。

王、葉公ト与ニ子良ヲ枚トシテ以テ令尹ト為ス。沈尹朱曰ク、吉。其ノ志ニ過ギタリト。葉公曰ク、王子ニシテ國ヲ相ク。過ギハ將ニ何ヲカ為サントスト。他日子國ヲ改トシ、令尹為ラ使ム。(『左伝』哀公一七年)これは白公の乱の後、一時令尹と司馬の両職を兼ねていた葉公子高が惠王と共に令尹職を譲るべき人物をトした時のことを記したものであるが、最初にトされた子良はこの文への杜注によると惠王の弟とされている。この記述によれば、あまりにも子良のトの結果が良すぎたために不安を覚えた沈尹朱の言葉により結局令尹は子國と決定されたが、現王の弟がまず令尹を決めるためのトの対象とされたことは興味深い。

以上見てきたところからも、令尹が王の一世代上の公子から同世代の公子へ変化したことが一層確認されるようと思われる。<sup>(53)</sup>

#### 四

これまで見てきた王位の子への継承の原則化、令尹に

就任する公子の王との同世代化は共にほぼ靈王・平王期を境としてその趨勢が顕著になつてきただのであつた。この二つの動きは相互に無関係とは思い難いが、こうした動きが出てくる背景・原因は何であつたのであらうか。

私は先に、平王期から主として公子達を対象とした封邑の賜与が見られるようになることを指摘した。そしてそれは、靈王によってとられた反氏族制的色彩を持つた諸政策と、そうした靈王の政策への反発が原因となつたクーデターによる王権の動搖・弱体化——具体的には靈王の反氏族制的政策に対する国内外の不満、平王を支えてきた軍事力の解体、從来の辺境防衛体制の解体、大世族との軋轢などを克服するため、公子達を経済的に強化して自らの王権の支えとするための措置と考えられた。<sup>(54)</sup>さらに平王以後、昭王・惠王の時代は令尹や司馬といった要職に公子・王室から分かれて間もない「新世族」など王に近い血縁者の登用が多く、これも自らの近親者を王権の支えとしようとする意図の端的な現われと見られるこことをも指摘した。<sup>(55)</sup>

令尹の同世代化が意図的になされるようになつたのか否かは現在のところ断定を下すことはできないが、既に見てきた靈王・公子比・平王のそれぞれの即位に付隨し

た弑逆事件によつて公子が多く殺害されたことは事実であり、あるいは令尹をそれまでのように王の一世代上の公子に求めることが物理的にできなくなつたことも可能性としては考えられることである。しかし、王と令尹の同世代化が例え意図的になされ始めたのではないとして

も、それは結果的に一つの大きな状況を作り出したようと思われる。すなわち兄弟、もしくは同世代の公子達の序列化である。

かつて兄から弟への相続が許容されていた社会で等しく王位を継ぐ資格を有していた王の兄弟<sup>(56)</sup>達が今や令尹・司馬となり、あるいは先に別稿で見たように封地を与える者<sup>(57)</sup>は県公となる、こうした同世代の公子の序列化の中で、王の地位は最も上に固定化・特殊化され、さらにやがては神格化の相さえ帶びるようになる。乱を起こした際に、惠王を殺すように石乞に勧められた白公勝の言「王ヲ弑スルハ不祥。」（『左伝』哀公二六年）はそうした世相を推測させる。そしてこうした王の地位の他の公子からの優越は、また必然的にその位を王自らの子へと受け継がせることになつていったのである。

すなわち、楚の王位繼承が「子への繼承」でほぼ固まるのは平王期以後であり、實にそれは靈王によつて楚に

もたらされた大変動の後始末のために平王以後の諸王が意図した近親の公子を王の支えとすることから結果的に生じた公子勢力の再編が、その大きな契機となつたようと思われるのである。

## 註

(1) 以下、王名は特に断わらない場合は楚王を指す。

(2) 後藤均平氏もその「楚靈王故事」（『中国古代史の諸問題』東大出版会、一九五四）の一一二～三頁において、何故論賛で余人ではなく靈王が取り上げられたのかを問題として提出された。氏はその問題に対し、靈王は国際的に大きな影響を与えた点で他の何王よりも価値が大きかったと司馬遷が判断したためとの答を出されている（一三五頁）。

(3) 拙稿「楚の申県の変容をめぐって」（『西と東と』汲古書院、一九八五）、「春秋後期の『楚』の公について—戰國封君出現へ向けての一試論」（『東洋史研究』四五一、一九八六）。

(4) 『左伝』莊公二四年では堵敖に作る。

(5) 譲教の称は『左伝』昭公二三年による。

(6) 谷口満「若敖・蚡冒物語とその背景—古代楚国の一理解—」（『集刊東洋学』三四、一九七五）一七〇九・二四

(7) 楊寬「西周時代的楚國」(『江漢論壇』一九八一—五)、

谷口満「楚都丹陽探索—古代楚國成立試論—」(『東洋史論集』一、一九八四)など。また丹陽については近年多

くの研究が主として中國で發表されつゝある。

(8) 童書業『春秋史』(台灣開明書店、一九六九)五七頁。

(9) 何浩・張君「試論楚國的君位繼承制」(『中國史研究』一九八四一四)三・六～八頁。また楊昇南「是幼子繼承

制、還是長子繼承制?」(『中國史研究』一九八二一一)も楚は正常な情況下では長子への繼承を常とした、と論

づる。

(10) 靈王の場合は前々王の弟になる。

(11) 負芻は哀王の「庶兄」(楚世家)であるから弟ではないが、兄弟ということで一応ここに入れる。

(12) 何浩・張君「前揭論文」三・八頁。

(13) 何浩・張君両氏は「前掲論文」注九で、『史記』春申君列伝を参照しつゝ、幽王の死後弟の哀王が繼いだのも、幽王が亡くなつた時はまだ十三歳で子供がいなかつたため、との説を出されてゐる。

(14) 『史記』楚世家による。ただ成王による兄殺害は『左伝』には見えない。

(15) 『史記』楚世家による。

(16) これに關し、藤野岩友氏は既にその論攷「令尹考」(『大東文化學報』三、一九四一)三三～四頁においてこの記事を取り上げられ、楚がその公室の歴史を通じて巫

祝と關係が深く、巫風を好んだ例の一つとされてゐる。

(17) 地名の比定は程發輶『春秋左氏伝地名図考』(廣文書局、一九六七)による。

(18) 何浩・張君「前掲論文」七頁。

(19) 『左伝』昭公一三年に見える韓宣子と叔向の対話も、子干や弃疾の即位の可能性をはつきり前提として行なわれてゐる。

(20) 何浩・張君「前掲論文」八頁。

(21) 成王の場合はその十四年頃から積極的な出兵が見られるが、その前は六年の一度だけであり、また平王が積極的に出兵を始めるのはその六年からである。

(22) 文王末期から成王初期の楚の不安定な狀況について

は、拙稿「春秋前期における楚の對外發展」(『東海大學紀要文學部』三二、一九八〇)二四～六頁。平王即位時の國內の動搖については、拙稿「春秋後期の楚の「公」について」四～五頁参考。

(23) 子干(公子比)・子晳を出奔させざるを得なくした他、弃疾を蔡公とした(『左伝』昭公一一年)のも政權に近い都から離すため、と見ることもできよう。

(24) 熊楊・執疵(熊延)・熊嚴・季徇(熊徇)。

(25) 『史記』楚世家もほぼ同内容を伝えるが、ただ鄭敖の名が『史記』では員である。

(26) ただ『史記』では太子の名が珍、子常を將軍、子西を令尹で平王の庶弟としている。

- (27) 註(26)に記したように平王の弟とする説もあるが、三節で述べる理由で昭王の庶兄と考える。
- (28) 『史記』楚世家もほぼ同内容を記すが、公子申・公子結・公子闇を昭王の弟とする。
- (29) この三人の公子を昭王の兄とするのは哀公六年の杜注。
- (30) 幽王の後は弟の哀王、さらに哀王の庶兄の負芻へと続き、兄弟間での継承であるが、註(13)に記したように幽王には子がなかった可能性がある。
- (31) 『史記』楚世家。
- (32) 負芻の即位にあたり、哀王に子供がいたか否かは明らかでない。
- (33) 『左伝』莊公四年会箋。
- (34) 『左伝』の年の下の、(就)はその年に就任、(離)はその年に離職、(死)はその年に死亡を示す。また何も表記のないものは就任・離職の年などは不明ながらも『左伝』に令尹として記されている年である。
- (35) 顧棟高『春秋大事表』二三楚令尹表に従い、莊王の代まで在職していたと見なす。
- (36) 子反の弟とする説もあるが、陳厚耀『春秋世族譜』巻下楚世次図に従う。
- (37) 哀公一六年の会箋は子国が令尹に就任したのは翌年のこと、とする。それに従うなら沈諸梁も哀公一七年まで令尹であったことになる。
- (38) 『左伝』哀公一七年によれば、彭仲爽は申の捕虜であった。
- (39) 挙稿「春秋時代の楚の王権について—莊王から靈王の時代—」(『史学』五〇、一九八〇)三九四~四〇二頁、拙稿「春秋後期の楚の「公」について」六~七、九~一〇頁。
- (40) 『國語』楚語上の韋注も子元を同じく文王の弟と解している。
- (41) 共王の時代に令尹職が公子で占められるようになったのは、莊王時代の孫叔敖による王権強化策の結果と思われる。拙稿「春秋時代の楚の王権について」三九四~六〇頁参考。
- (42) 子重が令尹に就任した年については『左伝』には記載がないが、『春秋大事表』楚令尹表に従う。
- (43) 文崇一『楚文化研究』(中央研究院民族学研究所専刊之十二、一九六七)四八頁。
- (44) 『春秋世族譜』巻下は子反を「楚公子系未詳者」の中に入れながら、「或ハ云フ穆王ノ子ト」と注している。
- (45) 墓成然は鬪氏であり、また陽匄は穆王より出た陽氏、囊瓦は莊王から出た囊氏である。このうち陽氏・囊氏などは王室から分かれたのが比較的新しい「新世族」と言える。
- (46) 子西の令尹に就任した年は『春秋大事表』「楚令尹表」に従う。

(47) 『春秋世族譜』卷下楚世次図、『楚文化研究』四八頁。

(48) 公孫寧の令尹就任は『左伝』にはこの前年の哀公一六年にその記述があるが、ここではその文への会讐、さらに『春秋大事表』「楚令尹表」に従う。

(49) はつきり伯父に当る人物は確認できないが、一世代上で、その父との年齢関係が不明な人物もいるので叔父ばかりではなく伯父もいた可能性を否定することはできない。

(50) 谷口満氏も「若敖氏事件前後—古代楚国の分解（その一）—」（『史流』二二、一九八一）の四・一三頁において楚で現王の叔父にあたる公子が令尹となる制の存在を指摘しておられる。

(51) 谷口満「靈王弑逆事件前後—古代楚国の分解（その二）—」（『史流』二二、一九八一）四〇頁。

(52) 『左伝』哀公一六年。

(53) 令尹に次ぐ官職であった司馬に就任した公子と時の王の世代の関係も興味深いが、司馬として名の見える公子は『春秋世族譜』卷下からも世系未詳の者が多く、こうした関係を考察することはできなかつた。

(54) 拙稿「春秋後期の楚の「公」について」参照。

(55) 拙稿「春秋後期の楚の「公」について」五七、九〇頁。

(56) 西周期以前の楚においては、本稿で考察してきた春秋期よりも兄弟への相続が自由ではなかつたかと推察

されるが、具体的には知り得ない。

(57) 拙稿「春秋後期の楚の「公」について」一五七頁。

(58) ただ、こうした王の地位の他の公子からの隔絶が、王への権力の集中、すなわち專制化へつながることをたちに意味するものではない。私としては、こうした序列化の動きは、王位の不可侵性という一種の精神的・宗教的権威を強化する方向へより強く作用したのではないかと考えているが、その確認にはもちろん戦国期の状況の検討が必要である。